(ii)　日本国は、各年における欧州連合からのＳＧ２品の基準価格未満の価格で輸入されるＳＧ２品の輸入数量の合計が次の数量を超える場合に限り、そのようなＳＧ２品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(A)　七年目については、七万九千八百メートル・トン
(B)　八年目については、八万八千二百メートル・トン
(C)　九年目については、九万六千六百メートル・トン
(D)　十年目については、十万五千メートル・トン
(E)　十一年目については、十万五千メートル・トン

2　ＳＧ２品に関し、第一款3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(a)　関税分類番号〇二〇三一一・〇四〇、〇二〇三一二・〇二二、〇二〇三一九・〇二二、〇二〇三二一・〇四〇、〇二〇三二二・〇二二、〇二〇三二九・〇二二、〇二〇六三〇・〇九九及び〇二〇六四九・〇九九の品目に分類されるＳＧ２品については、

(i)　一年目から三年目までについては、四パーセント
(ii)　四年目から六年目までについては、三・四パーセント
(iii)　七年目から九年目までについては、二・八パーセント
(iv)　十年目及び十一年目については、二・二パーセント

(b)　関税分類番号〇二〇三一二・〇二一、〇二〇三一二・〇二三、〇二〇三一九・〇二一、〇二〇三一九・〇二三、〇二〇三二二・〇二一、〇二〇三二二・〇二三、〇二〇三二九・〇二一、〇二〇三二九・〇二三、〇二〇六三〇・〇九二、〇二〇六三〇・〇九三、〇二〇六四九・〇九二及び〇二〇六四九・〇九三の品目に分類されるＳＧ２品については、次のもののうちいずれか低いものとする。

(i)　一キログラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格と第一のセーフガード基準輸入価格

(注)　この(b)の規定の適用上、「第一のセーフガード基準輸入価格」とは、一キログラムにつき五百二十四円に、百パーセントに各年について(a)に定める関税率を加えた率を乗じて得た価格に等しい価格をいう。

(ii)　第一の代替税率(注)

注　この(b)の規定の適用上、「第一の代替税率」とは、次の関税率をいう。

(a)　一年目から四年目までについては、関税分類番号〇二〇三一一・〇二三、〇二〇三一九・〇二三、〇二〇三二二・〇二三、〇二〇三二九・〇二三、〇二〇六三〇・〇九三又は〇二〇六四九・〇九三の品目について日本国の表に定める関税率
(b)　五年目から九年目までについては、一キログラムにつき百円
(c)　十年目及び十一年目については、一キログラムにつき七十円

(c)　関税分類番号〇二〇三一一・〇二〇、〇二〇三一一・〇三〇、〇二〇三二一・〇二〇及び〇二〇三二一・〇三〇の品目に分類されるＳＧ２品については、次のもののうちいずれか低いものとする。

(i)　一キログラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格と第二のセーフガード基準輸入価格

(注)　この(c)の規定の適用上、「第二のセーフガード基準輸入価格」とは、一キログラムにつき三百九十三円に、百パーセントに各年について(a)に定める関税率を加えた率を乗じて得た価格に等しい価格をいう。

(ii)　第二の代替税率(注)

注　この(c)の規定の適用上、「第二の代替税率」とは、次の関税率をいう。

(a)　一年目から四年目までについては、関税分類番号〇二〇三一一・〇二〇又は〇二〇三二一・〇二〇の品目について日本国の表に定める関税率
(b)　五年目から九年目までについては、一キログラムにつき七十五円
(c)　十年目及び十一年目については、一キログラムにつき五十二円五十銭

3　この款の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、1に定める条件が満たされた年の終了時までに限って維持することができる。

4　日本国は、十一年目の終了後は、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならず、又は維持してはならない。

5　日本国は、ＳＧ２品については、日本国の関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置を適用しない。

6　一年目が十二箇月未満である場合には、1(a)の規定の適用上、欧州連合からのＳＧ２品について一年目において適用される1に定める発動水準については、その前の三会計年度の間の一の会計年度における欧州連合からのＳＧ２品の輸入数量の合計のうち最大のものの百十二パーセントに、分母を十二とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

**第四款**　加工された豚肉についての農産品セーフガード措置

1　日本国は、第一款2の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「ＳＧ３」を掲げる品目に分類される原産農産品（以下この款において「ＳＧ３品」という。）に対し、次の条件が満たされる場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。

(a)　一年目及び二年目については、日本国は、6に規定する場合を除くほか、各年における欧州連合からのＳＧ３品の輸入数量の合計がその前の三会計年度の間の一の会計年度における欧州連合からのＳＧ３品の輸入数量の合計のうち最大のものの百十五パーセントを超える場合に限り、ＳＧ３品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(b)　三年目から六年目までについては、日本国は、各年における欧州連合からのＳＧ３品の輸入数量の合計がその前の三会計年度の間の一の会計年度における欧州連合からのＳＧ３品の輸入数量の合計のうち最大のものの百十八パーセントを超える場合に限り、ＳＧ３品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(c)　七年目から十一年目までについては、日本国は、各年における欧州連合からのＳＧ３品の輸入数量の合計がその前の三会計年度の間の一の会計年度における欧州連合からのＳＧ３品の輸入数量の合計のうち最大のものの百二十一パーセントを超える場合に限り、ＳＧ３品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

2　ＳＧ３品に関し、第一款3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(a)　(i)　一年目から四年目までについては、基準税率の八十五パーセント
(ii)　五年目から九年目までについては、基準税率の六十パーセント
(iii)　十年目及び十一年目については、基準税率の四十五パーセント

(b)　(a)の規定の適用上、基準税率は、従価税である部分及び従量税である部分から成るものとし、第一款3(c)に規定する関税率については、各部分の基準税率を(a)に定める百分率を乗じた値まで減じたものに決定する。従価税である部分の基準税率については、八・五パーセントとし、従量税である部分の基準税率については、ＳＧ３品の一キログラムにつき六百十四円八十五銭からＳＧ３品の一キログラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格の六十パーセントの額を減じて得たものとする。